

## さいたま市多目的広場管理運営要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、親子や友達など多世代にわたり、身近な場所でスポーツを気軽に楽しむことができる多目的広場（以下「多目的広場」という。）について、さいたま市多目的広場整備方針（平成22年12月作成）に基づき、その管理運営に関し必要な事項を定め、この広場を通じ、市民の体力の向上及びスポーツの振興を図るとともに、市民のきずなを深めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 多目的広場候補地 市が所有するもので、未利用地、未利用事業用地、調整池、調節池その他多目的広場として利用できる土地をいう。
- (2) 管理運営団体 多目的広場の管理運営を希望する団体のうち、第9条の承認を受けた団体をいう。
- (3) 団体 自治会、子ども会、スポーツ団体、NPO法人等、市内で活動を行う者をいう。

### (管理運営主体)

第3条 多目的広場の管理運営は、管理運営団体が行う。

### (共同による管理運営)

第4条 1つの多目的広場は、複数の管理運営団体の共同で管理運営をすることができる。この場合において、すでに第9条の承認を受けた管理運営団体があるときには、当該管理運営団体が承諾した場合に限り、共同で管理運営をすることができる。

### (協議会の設置)

第5条 市長は、多目的広場の整備内容及び管理運営等についての意見、助言を聴取するため、さいたま市多目的広場管理運営協議会（以下「協議会」という。）を設置するものとする。

2 協議会について必要な事項は、別に定める。

### (申請)

第6条 多目的広場の管理運営を希望する団体は、市長に多目的広場管理運営団体申請書（様式第1号、以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

### (申請書の確認及び再提出)

第7条 市長は、前条の規定により団体から提出された申請書を受理する場合において、その内容に不備があるときは、当該団体に再度提出を求めることができる。

(申請における内容審査)

第8条 市長は、第6条又は前条の規定により団体から提出され、又は再提出された申請書の内容について、審査する。

(承認)

第9条 市長は、審査の結果、当該団体が管理運営団体として適格であると認めた場合は、管理運営団体として承認する。

この場合、市長は多目的広場管理運営団体承認書(様式第2号)を当該団体に送付する。

(管理運営に関する協定)

第10条 前条の規定により承認された管理運営団体は、多目的広場の管理運営に関し、市長と協定を締結しなければならない。

(整備内容についての協議)

第11条 前条の規定により管理運営に関する協定を締結した管理運営団体は、多目的広場候補地における整備の内容について、市長と協議することができる。

(管理運営内容)

第12条 管理運営団体は、多目的広場の管理運営において次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 多目的広場の適切な利用について確認を適宜行うこと。
- (2) 多目的広場における除草、ごみ拾い等の美化活動その他の日常管理を行うこと。
- (3) 多目的広場における利用者間の傷害事故、周辺住民からの苦情等の対応を行うこと。

(費用負担)

第13条 多目的広場の管理運営に要する費用負担は、次に掲げるところによる。

- (1) 前条に定める管理運営に要する費用は、管理運営団体が負担すること。
- (2) 多目的広場の施設の修繕等に要する費用は、市が負担すること。

(管理運営報告書)

第14条 管理運営団体は、事故等が発生した場合又は市長から多目的広場管理運営報告書(様式第3号、以下「報告書」という。)の提出を求められた場合は、速やかに報告書を提出しなければならない。

(管理運営内容の審査及び改善指示)

第15条 市長は、前条の規定により管理運営団体から提出のあった報告書の内容を審査する。この場合において、審査の結果、多目的広場の管理運営内容の改善が必要であると判断した場合は、管理運営団体に対し、改善を指示することができる。

(管理運営内容の改善義務)

第16条 管理運営団体は、前条の規定により市長から多目的広場の管理運営内容の改善指示があった場合は、速やかに改善しなければならない。

(管理運営の辞退)

第17条 解散等の理由により多目的広場の管理運営ができなくなった管理運営団体は、当該管理運営を辞退する旨を直ちに市長へ報告し、報告後速やかに、多目的広場管理運営辞退届(様式第4号)を提出しなければならない。

(承認の取消し)

第18条 市長は、管理運営団体が第15条の規定による改善指示に従わず、管理運営団体として相応しくないと判断した場合又は管理運営団体が前条の規定により管理運営を辞退した場合は、管理運営団体としての承認を取り消すことができる。この場合において、承認を取り消された団体は、管理運営で発生したいかなる権利も放棄しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は平成23年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年9月1日から施行する。

多目的広場管理運営団体申請書

年 月 日

(宛先) さいたま市長

団 体 名  
 代 表 者 名 ※  
 代 表 者 住 所  
 代表者連絡先 ( )

※代表者が手書きしない場合は、記名押印してください。

私たちは、多目的広場について「さいたま市多目的広場管理運営要綱」に基づいた管理運営を希望し、下記のとおり申請します。

1. 管理運営を希望する多目的広場候補地または多目的広場

候補地番号	多目的広場候補地または多目的広場の所在地

2. 団体の情報(問い合わせ窓口)

フリガナ				
団体名				
住所	〒			
連絡先	担当者名		TEL	
	E-mail		FAX	

3. 氏名等(代表者を含む: 5名以上を記入) ※枠が足りない場合は複写し添付してください

フリガナ 氏名	生年月日	住所	電話番号
	T・S・H	〒 さいたま市 区	
	T・S・H	〒 さいたま市 区	
	T・S・H	〒 さいたま市 区	
	T・S・H	〒 さいたま市 区	
	T・S・H	〒 さいたま市 区	
	T・S・H	〒 さいたま市 区	
	T・S・H	〒 さいたま市 区	
	T・S・H	〒 さいたま市 区	

※裏面(管理運営計画)も必ず記載してください。

※氏名等の個人情報は「さいたま市個人情報保護条例」に基づき、本目的以外には使用しません。

様式第1号（裏）（第6条関係）

多目的広場の管理運営計画について次のとおり提案をいたします。

4. 希望する愛称

--

※現時点では記載の必要はありません。

5. 管理運営計画案

<p>【定期的な管理の計画】</p>
<p>【優先的に利用する場合の時間の設定】</p>
<p>【トラブルや事故が発生した際の対応方法】</p>

多目的広場管理運営団体承認書

年 月 日

団 体 名

代 表 者 名

さいたま市長 清水 勇人

年 月 日付けで申請のあった多目的広場の管理運営について、下記のとおり承認します。

記

1. 管理運営を承認する多目的広場候補地及び多目的広場

候補地番号	多目的広場候補地及び多目的広場の所在地

2. 条件

多目的広場管理運営報告書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

団 体 名

代 表 者 名

※

※代表者が手書きしない場合は、記名押印してください。

多目的広場の管理運営状況について次のとおり報告いたします。

団体番号	管理運営している多目的広場の愛称

管理運営状況

トラブルや事故の有無と内容

有・無

※ トラブルが発生した場合はどのようなものであったか、また、どのように対処したか記入し提出してください。

様式第4号（第17条関係）

多目的広場管理運営辞退届

年 月 日

（宛先）さいたま市長

団 体 名

代 表 者 名

※

※代表者が手書きしない場合は、記名押印してください。

多目的広場の管理運営を辞退いたします。

団体番号	管理運営している多目的広場の愛称

辞退時期（管理運営終了日）

年 月 日（ ）をもって管理運営を終了します。

辞退理由

--